

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月27日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

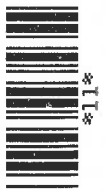
裁判所書記官 今 津 泰 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月12日から 令和 8年 2月19日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 2月25日 午前10時00分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 3月18日 午後 1時00分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 000, 000 800, 000	一括	200, 000	19, 328	0
1	450, 000				
2	550, 000				



物 件 目 録

1 所 在 小野市黍田町字屋敷田

地 番 618番4

地 目 宅地

地 積 160.16平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1

2 所 在 小野市黍田町字屋敷田618番地4

家屋 番号 618番4

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 40.85平方メートル

2階 40.85平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1



物 件 明 細 書

令和 7年10月15日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件各所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

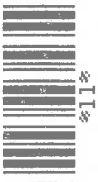
【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

本件土地上に現存しない建物(家屋番号87番2)の登記が存在する。

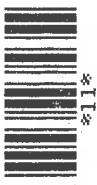
《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 小野市黍田町字屋敷田
地 番 6 1 8 番 4
地 目 宅地
地 積 1 6 0 . 1 6 平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1

- 2 所 在 小野市黍田町字屋敷田 6 1 8 番地 4
家屋 番号 6 1 8 番 4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1 階 4 0 . 8 5 平方メートル
2 階 4 0 . 8 5 平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



令和7年(ヌ)第20007号

令和7年 7月28日受理

令和7年 8月21日提出

現況 調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 佐藤 彰彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 小野市黍田町字屋敷田
地 番 618番4
地 目 宅地
地 積 160.16平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1

2 所 在 小野市黍田町字屋敷田618番地4

家屋 番号 618番4

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 40.85平方メートル
2階 40.85平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	小野市黍田町618番地	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ 種類: ☐ ある ☐ 構造: ☐ 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を、居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者B	1 本件建物は、債務者兼所有者Aが寝泊まりのためだけに使用しています。隣地に私の自宅があり、食事や風呂などはこちらを使っていますので、本件建物のキッチンや風呂は使用していません。トイレはカラオケのお客さんやAが使っています。 2 本件土地上に、私がコンテナハウスを2棟置きそこでカラオケハウスをしています。コンテナハウスのうち一つはカラオケをする客室、もう一つは厨房として使用しています。 3 また西側道路沿いに幌を張って雨風をしのげるようにしています。 4 本件建物の勝手口を出たところにもポリカ波板で屋根を設置して物置のようにしています。 5 本件建物は、雨漏りや水回りなど日常生活上の不具合はないと思います。 6 本件土地の境界について争いは特にありません。 7 本件土地を所在とする第三者名義の家屋番号87番2の建物(倉庫)については分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、公図、地積測量図、建物図面（各階平面図）及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地の北側境界について、東角に境界を示すプレートがあるものの、西側までの形状、境界線が不明である。
- 3 本件土地の南側境界について、隣地所有者が本件債務者兼所有者らの関係者であることからあまり意識されていないが、物置が境界線上に置かれている可能性がある。西側道路沿いに緑色の紙が打たれているがそれが境界を示すものであるか不明である。
- 4 本件土地には、本件土地を所在とする家屋番号87番2の建物登記（倉庫、木造瓦葺平家建、27.72㎡）が存在するが、現存しないものと認められる。
- 5 本件土地上には、本件建物以外に北側にコンテナハウスが2棟、残りの場所に幌を張った部分と東側にポリカ波板を被せた物置のようなものがある。南側は境界付近に物置が複数置かれている。これらはすべて基礎がなく動産と認められる。
- 6 本件建物については以下のとおり
 - ① 玄関前の屋根に穴があいている。
 - ② 北側の外壁に棒が刺さったような小さな穴があいている。
 - ③ 床の凹みが複数見られた。
 - ④ キッチン及び風呂は物置のように物があふれ、利用できるか不明である。
 - ⑤ ドア板のめくれや土壁に彫られ削れた跡が見られた。
 - ⑥ 1階和室の南端の天井に雨漏りのシミがあるが、関係者によると雨漏りはないとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年7月29日(火) 13:18-13:34	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影、立入調査期日通知書を手交
令和7年7月31日(木) 13:20-13:57	神戸地方法務局社支局	公図及び登記簿謄本交付申請(受領)
令和7年8月7日(木) 10:16-11:05	物件所在地	物件立入調査、占有者に聴取調査、評価人同行、写真撮影
令和7年8月8日(金) 13:08-13:10	執行官室(電話発信)	債務者兼所有者Bに聴取調査

(特記事項)

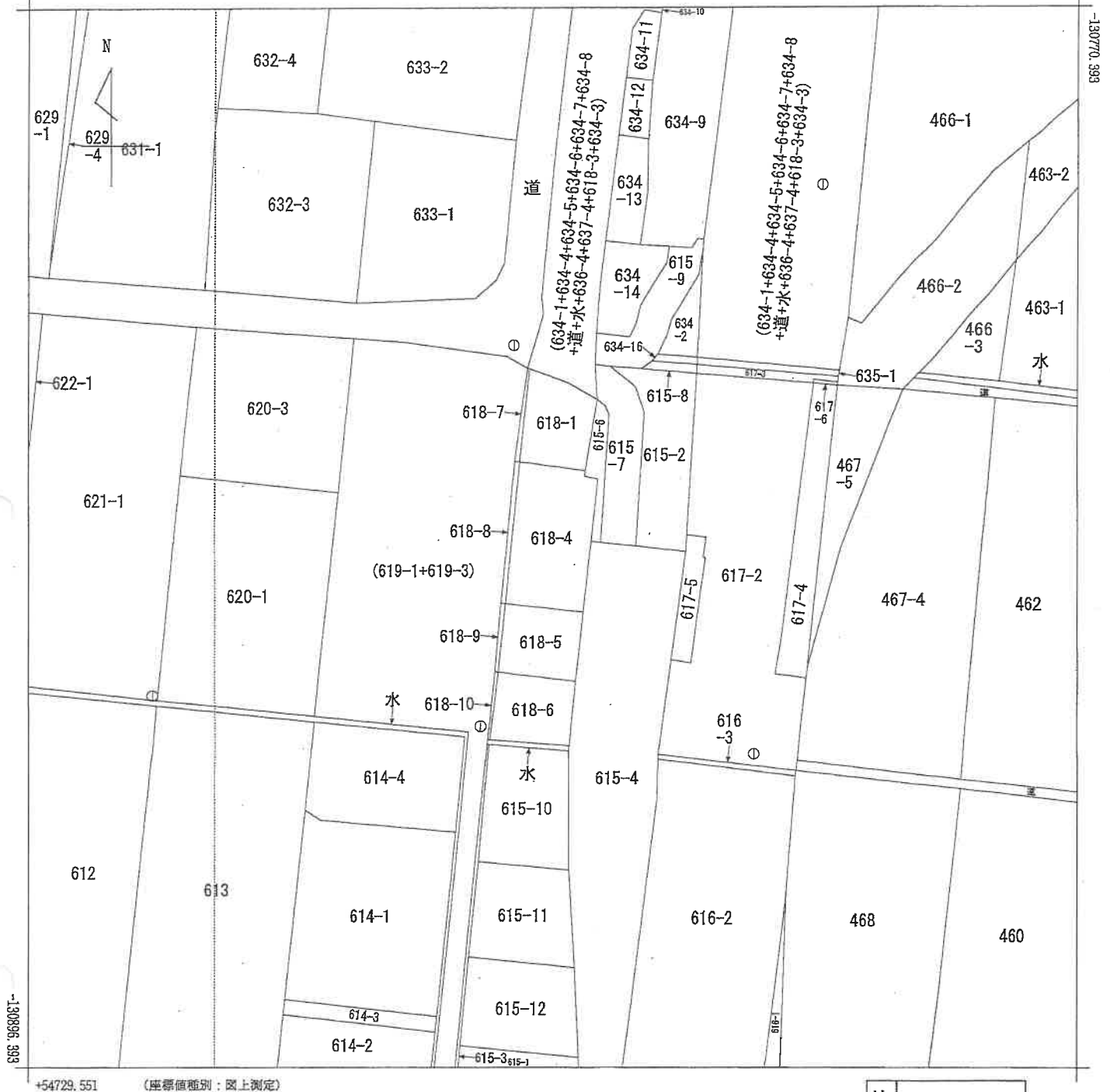
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



地番区域見出

泰田町

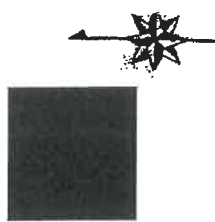
請求部	所在	小野市泰田町字屋敷田				地番	618番4			
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和48年3月				備考付年月日(原図)			補記事項		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：昭和61年4月1日

前 618-1 後・新 618-1
地 番 ⑥ 618-8、618-4 地 積 測 量 図
土地の所在 小野市 桑田 町字 屋敷田

図面番号 U'33-2



⑤ 求 積

164x (0.3+0.3)	10.14
1/2	5.07

④ 地 積

165.23 - 5.07 = 160.16 m²

作 製 者

昭和61年1月1日

申 請 人

708631

1/500

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：平成4年3月23日

各階平面図

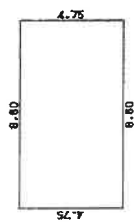
建物図面
各階平面図 4.3.23

家屋番号 618-4

建物の所在 小野市桑田町字屋敷田618番地4

1/33-2

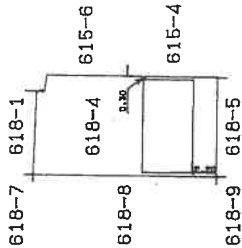
1階・2階 全階同型



求積表

4.75 x 8.60 =	40.8500
合計	40.8500
床面積	40.85 m ²

本図面はA3版をA4版に縮小したものである



作製者

縮 1/250 尺

申請人

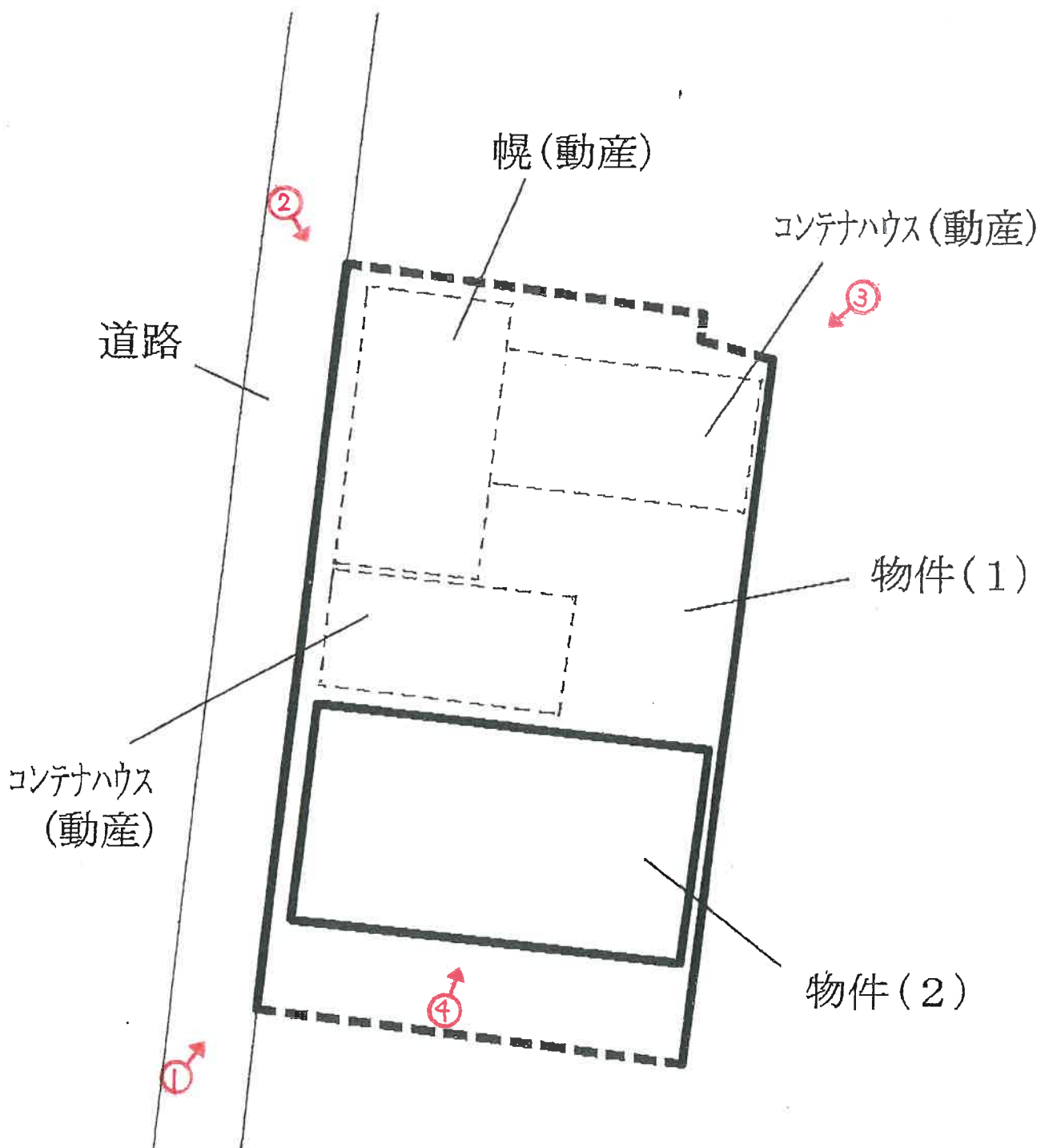
縮 1/500 尺

⑧

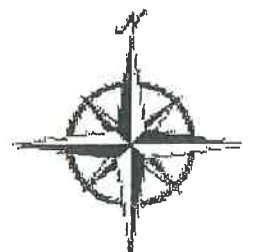
805452

土地建物位置関係概略図 (境界不分明)

(←○は写真番号および撮影位置・方向)

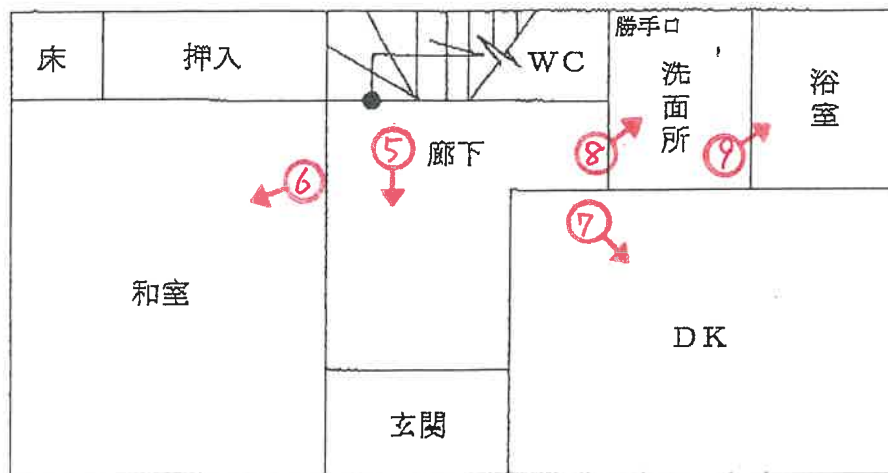


当図面は土地と建物及び地上の動産類とのおおよその位置関係を表示した概略参考図であり、実際の土地の境界を確定的に示す図面ではない。

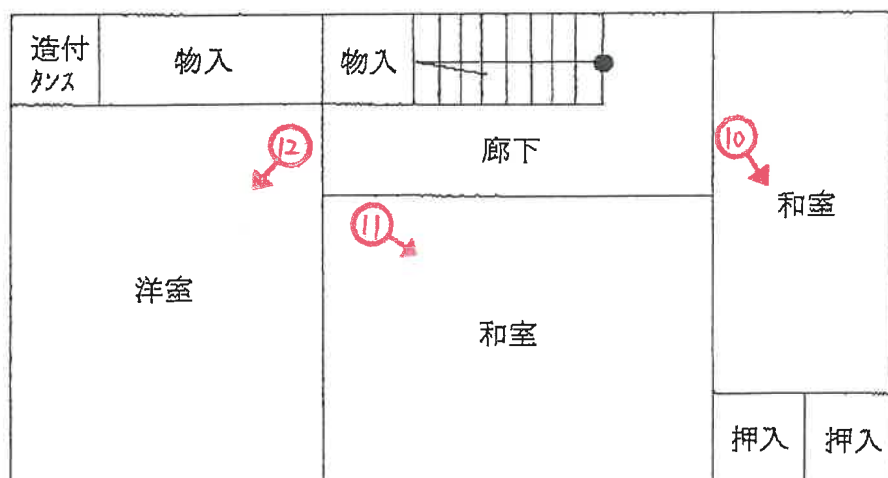


間 取 図

(←○は写真番号および撮影位置・方向)



1 階



2 階



1



2



3



4



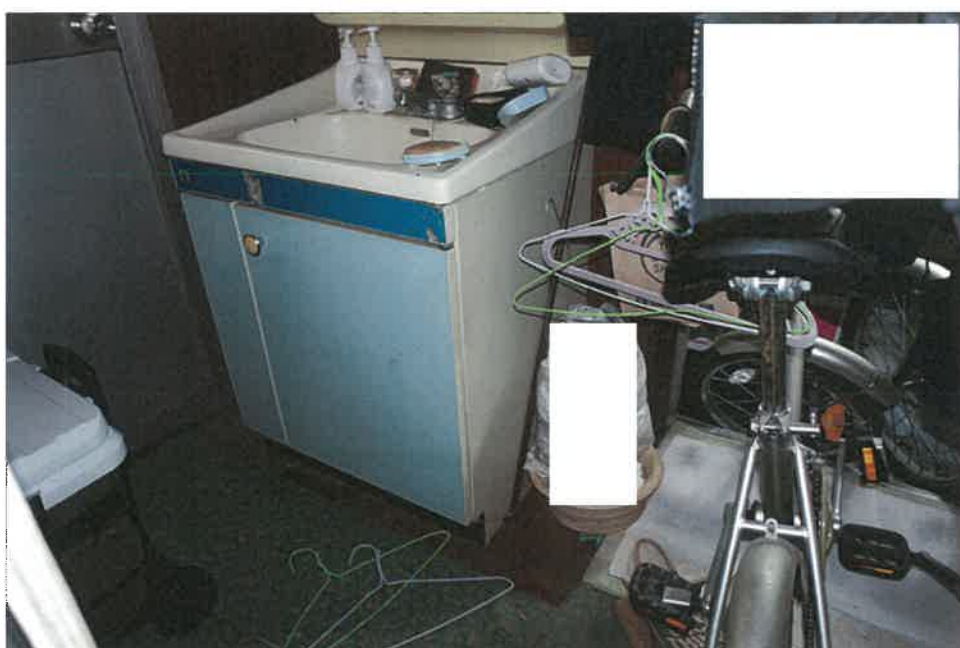
5



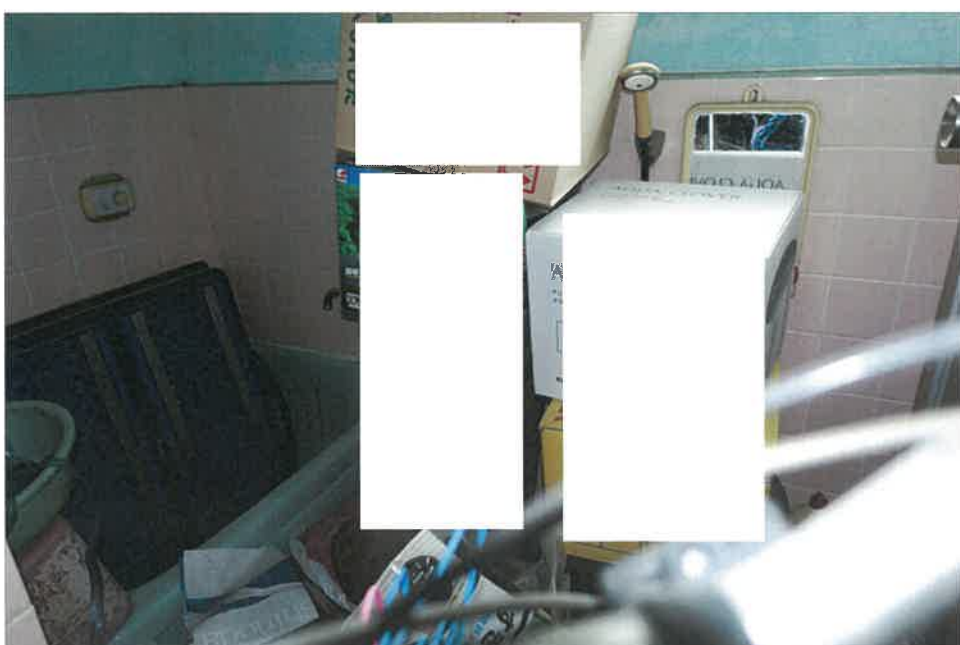
6



7



8



9



10



11



12

(14 枚目)

令和 7 年 (又) 第 20007 号
平成 7 年 8 月 7 日 現 地 調 査
平成 7 年 9 月 8 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

岡本 朋美

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,000,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金450,000円
物件2(建物)	金550,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
◎物件1について法務局に備え付けられている地積測量図は残地図面のみで、現地には一部金属プレートが見られるものの、その他の部分には境界を明示する標識等は見当たらなかった。また、公図や残地図面では、物件1は北東角が欠けた形状になっているが、現地の状況ではその形状は判然としなかった。 ◎物件1の南側隣接地は本件債務者兼所有者らの関係者が所有しており、その境界は判然としない。なお、両土地の間には複数の物置（動産）が置かれており、一部境界線上に置かれている可能性も見られる。 ◎以上より、物件1の境界及び実測数量は不明な状況にあり、境界確定に当たっては隣地所有者らの立会の下、専門測量家の調査を要する。 ◎物件2建物の北側に、コンテナハウス2棟と雨除けの幌を設置してカラオケハウスを営業している。同コンテナハウスの内、一つはカラオケをする客室、もう一つは厨房として使用している。また、物件2の勝手口付近にもポリカ波板を被せた物置のようなものが存する。これらについては、土地との定着性がなくいずれも動産であると判断した。 ◎物件1を所在とし、第三者が所有する家屋番号87番2の建物（種類：倉庫、構造：木造瓦葺平家建、床面積272.72㎡）の登記が存するが、同建物は現存しないものと思われる。 ◎市街化調整区域の建て替え等の可否について ・物件1は市街化調整区域に存し、建替え等を行う場合は、都市計画法及び関連法令に基づく許可等を要する。 ・加東土木事務所で調査したところ、昭和52年に物件1の地番上に木材倉庫の新築の建築確認を受けているが、検査済証を受けた記録は見当たらず、かつ申請建物は現存する物件2建物とは異なっている。なお、物件2に該当する建築確認の記録は見当たらず、物件2が建てられた経緯や建築許可の有無等の詳細は不明である。 ・本件土地は「地縁者の住宅区域」内に存するが、建築許可を得るには地縁者としての資格要件等、一定の要件を充たす必要がある。詳細については小野市に確認のこと。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 線 市場駅の西方 約30m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	戸建住宅を中心に倉庫等も見られるJR市場駅前の既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60 % 200 % 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	登記数量 160.16 m ² の 北東端が欠けた長方形の画地	
接面道路の状況	西側 約2.2m市道 （建築基準法42条2項道路） ※上記幅員は両側側溝込の幅員を記載している。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物及びコンテナハウス・幌等の動産類の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	役所調査からは土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、過去の住宅地図や建築計画概要書等から、物件1はかつて木材倉庫用地として利用されていた可能性が見られる。但し、同建物が汚染を発生させるものであったかどうか、及び本件土地に実際に土壌汚染が存するかどうか等の確定に当たっては、専門調査機関の分析調査を要する。	
特 記 事 項	・ 東側背後地はJ R 鉄道用地及び公園となっており、物件1と高低差が生じており本件土地が低位に存する。 ・ 兵庫県C G ハザードマップによると、本件土地が存する付近は洪水浸水想定区域(想定最大規模)5.0～10.0mの浸水深の区域に該当する。また、この付近は河川からあふれた水の流れにより、木造住宅などが倒壊する危険性のある場所とのことである。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和54年月日不詳 新築 経過年数 46 年程度 経済的残存耐用年数 なし
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 鋼板貼り等 内 壁 : 板貼り・ぬり壁等 天 井 : ボード・板張等 床 : フローリング・タタミ等 設 備 : - その他 : -
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・浴室には物が大量に置かれており、関係人の陳述から現在は台所と風呂は使用していないとのことである。 ・室内の床が凹む箇所が複数認められた。 ・1階和室の天井に雨漏り跡のような染みが認められる。 ・玄関前の屋根に穴が開いている。また、北側の外壁に小さな穴が開いている。 ・ドア板のめくれや、壁の削れ等の損傷が見られた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	11,900	0.89	160.16	0.90	1,530,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（小野-4）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $16,500 \times 99.6 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 138 \div 11,900$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：角地・台形等（1.00）

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100 / 108 \times 100 / 98 \times 100 / 130 \times 100 / 100 \div 100 / 138$

イ 個別格差：要道路後退・形状等（0.89）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	81.70	0.04	520,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は保守管理の状況等も考慮して4%程度と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	1,530,000	0.40	法定地上権	610,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,530,000	-610,000		0.70	0.70	450,000
2	520,000	+610,000	1.00	0.70	0.70	550,000
一 括 価 格 (合 計)						1,000,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 市街化調整区域に存することによる公法上の建築規制、土地の境界不分明等の市場性減退を総合勘案 (▲30%)

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格等 (小野-4)

所 在 : 小野市栗生町字大畑 1 9 2 9 番 2

価 格 : 16,500円/㎡

位 置 : 神戸電鉄線「栗生」駅より道路距離400m

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 260㎡

供給処理施設 : 水道、下水

接 面 街 路 : 西側幅員4m市道に接面

用 途 指 定 等 : 市街化調整区域 (建ぺい率60%, 容積率200%)

地 域 の 概 要 : 農家住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 1,361,360円

物件2 : 1,153,762円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写 (残地図面)
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係概略図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真
- 8 仮名一覧表

以 上

物 件 目 録

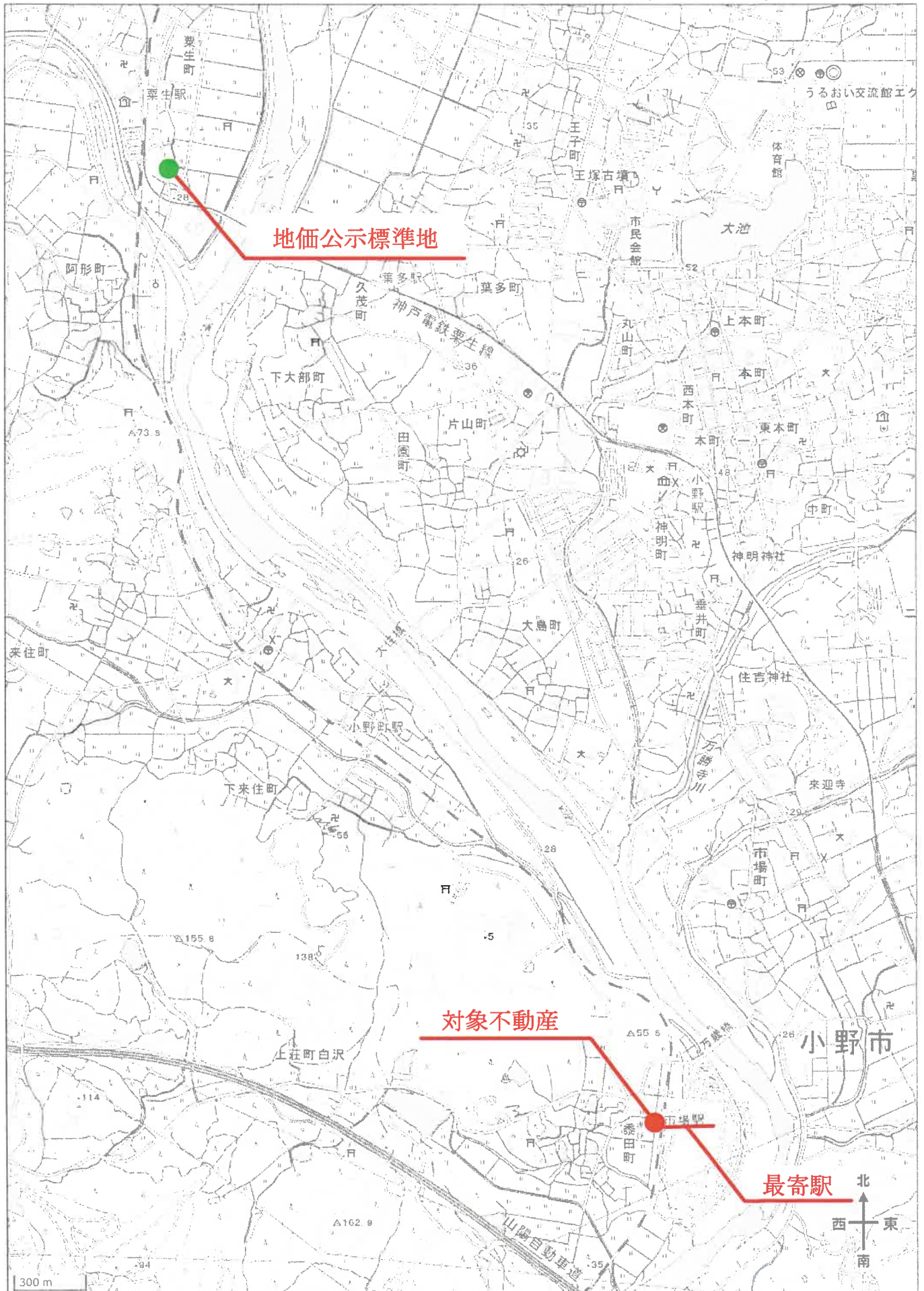
1 所 在 小野市黍田町字屋敷田
地 番 618番4
地 目 宅地
地 積 160.16平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1

2 所 在 小野市黍田町字屋敷田618番地4
家屋 番号 618番4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建

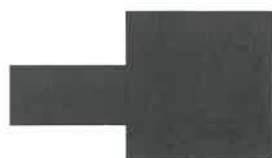
床 面 積 1階 40.85平方メートル
2階 40.85平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1





A 3 版を A 4 版に縮小



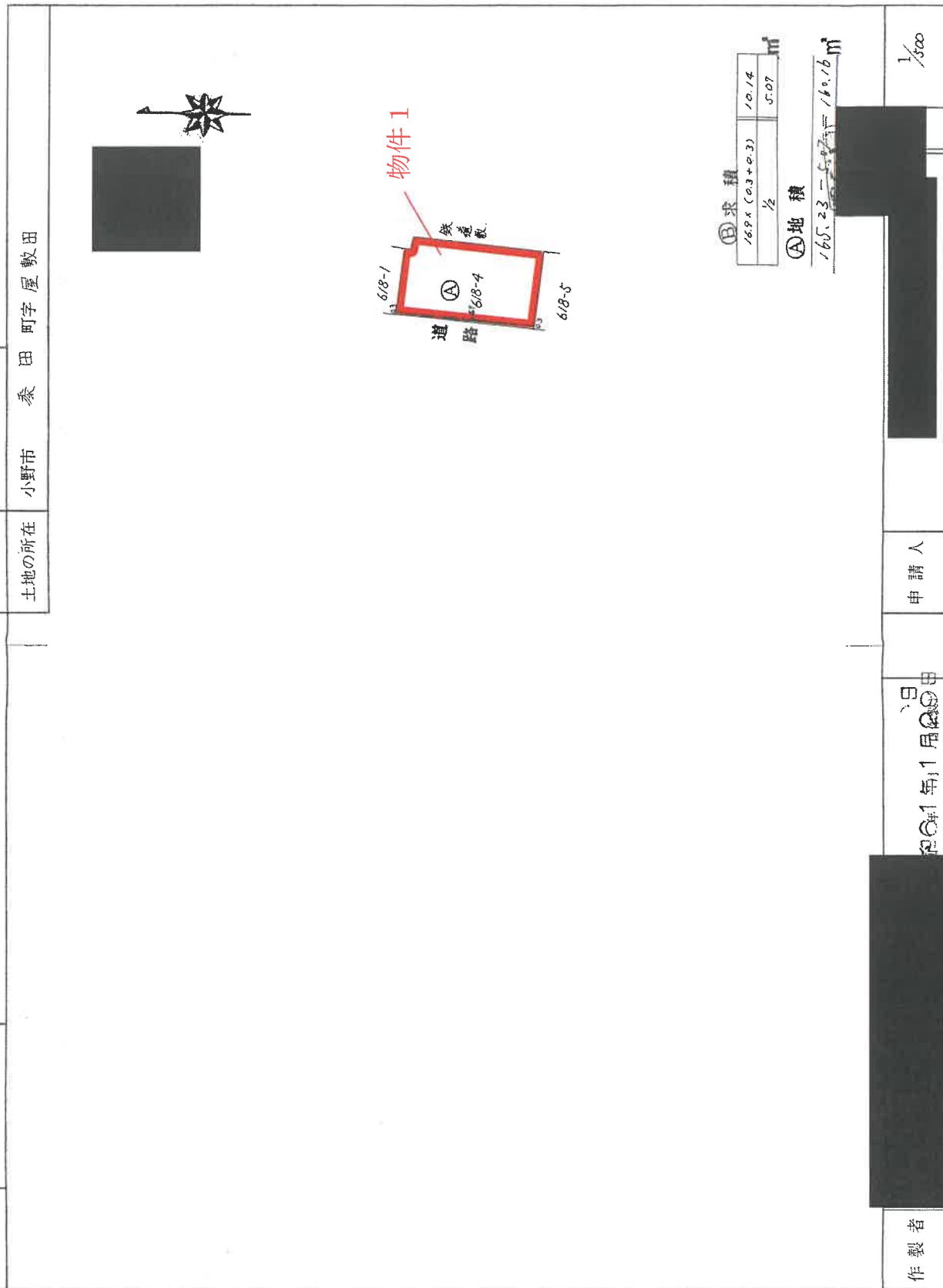
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方支務局社支局管轄)
令和7年8月19日 神戸地方支務局加古川支局

登記官

請求番号：9-5

前 618-4 後・新 61. 4. 1
地 番 ⑥ 618-8 ④ 618-4 地 積 測 量 図
土地の所在 小野市 桑田 町字 屋敷田

図面番号 U'33-2



70%に縮小

(これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方支務局加古川支局)
令和7年8月19日 神戸地方支務局加古川支局

登記官

70%に縮小

建物図面 各階平面図 4.3.23

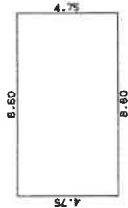
家屋番号 618-4

建物の所在 小野市桑田町字屋敷田618番地4

W/37.2

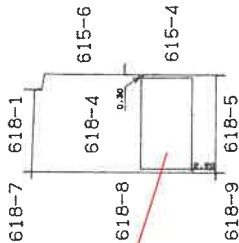
各階平面図

1階・2階 各階同型



求積表

4.75 x 8.60 = 40.8500
合計 40.8500
床面積 40.85 m²



物件2



作製者

土地調査士
家理

申請人

縮尺

1/250

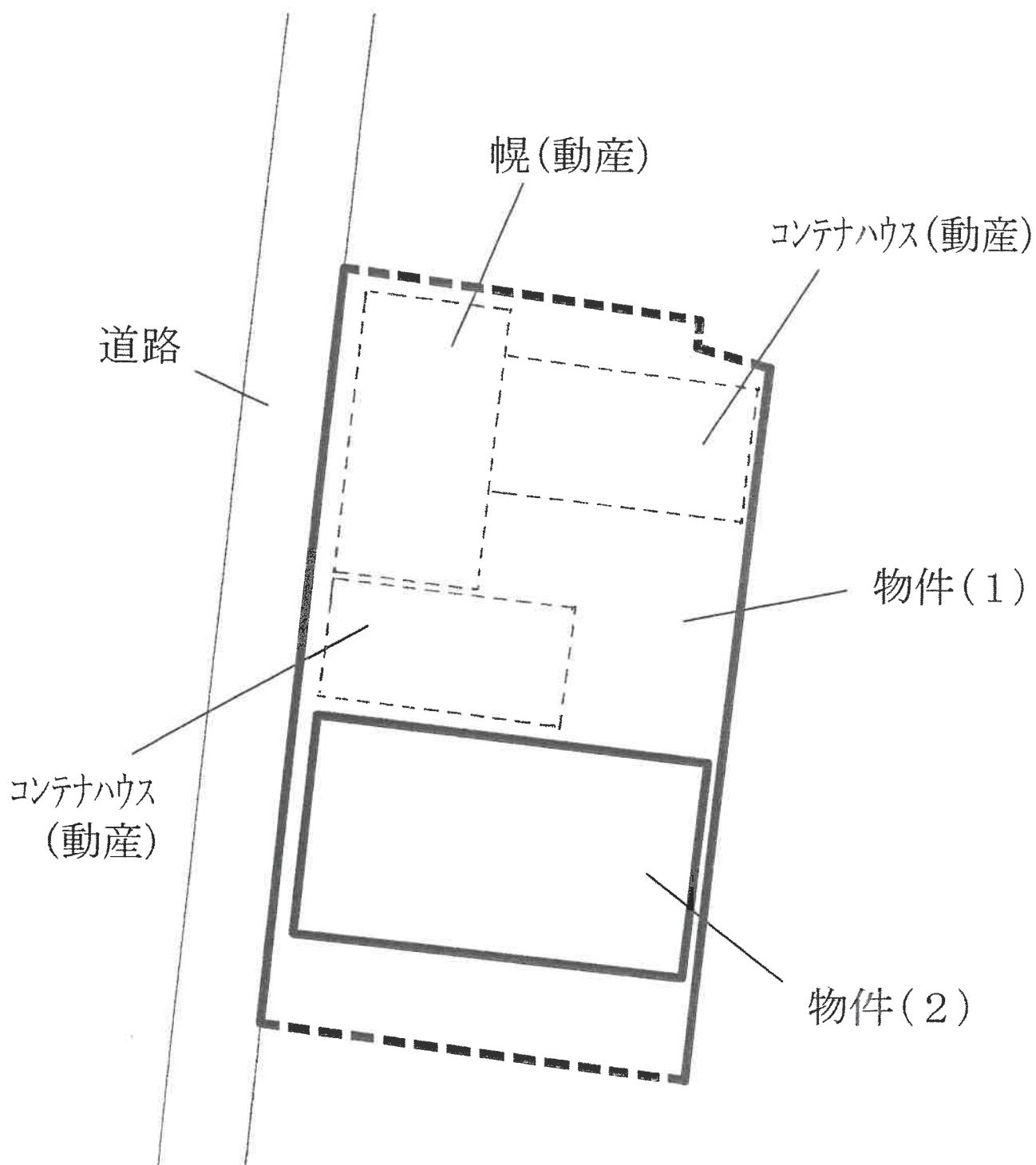
縮尺

1/500

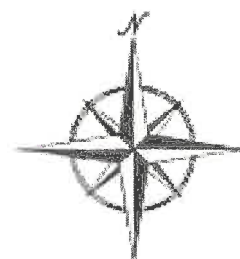
805452

平成4年3月18日(作製)

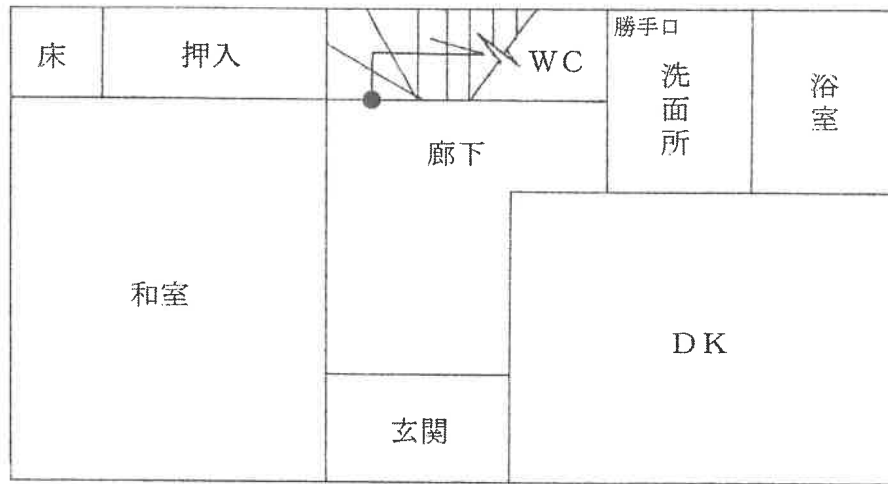
土地建物位置関係概略図 (境界不分明)



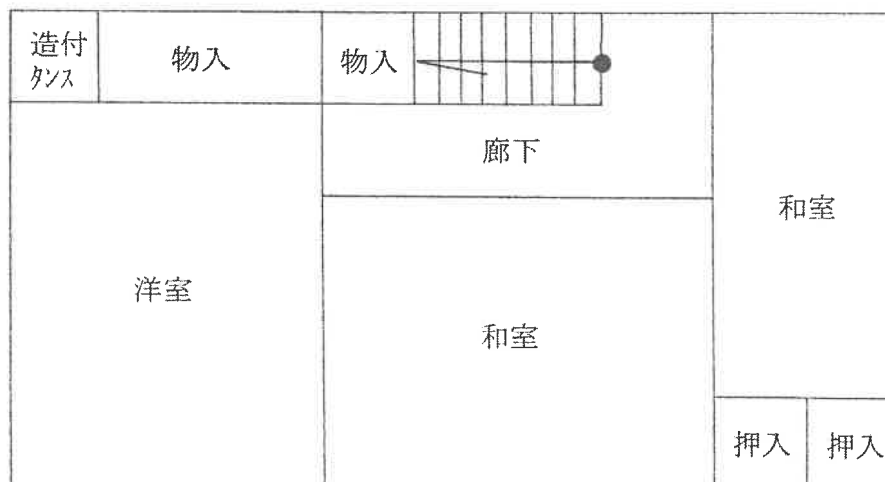
当図面は土地と建物及び地上の動産類とのおおよその位置関係を表示した概略参考図であり、実際の土地の境界を確定的に示す図面ではない。



間 取 図



1 階



2 階

現況写真



現況写真

